

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

平成30年度一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）

60,713千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

324,151千円

（単位：千円）

区分	事業名	事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国庫支出金	その他	うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）	
社会福祉	老人福祉	69,893	0	8,029	61,864	53,713
	障害者福祉	254,258	108,883	63,948	81,427	7,000
合 計		324,151	108,883	71,977	143,291	60,713